平成２１年（フ）第７６７号
大阪府岸和田市上町47番18―601号
債務者　高階　雅則
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７７５号
大阪府貝塚市清児944番地の10
債務者　奥野　真英
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７７８号
大阪府貝塚市津田北町17番２―807号
債務者　長谷川文男
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７８２号
大阪府岸和田市小松里町986番地の１メゾン藤本402号
債務者　藤原　あい（旧姓齋藤・北岡）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７８６号
大阪府和泉市池田下町2046番地の８
債務者　堀内　純一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７８８号
大阪府岸和田市天神山町１丁目５番13―204号
債務者　藤岡　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７９０号
大阪府和泉市伯太町４丁目６番10―115号
債務者　藤原めぐみ
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７９１号
大阪府岸和田市野田町１丁目７番21―602号、前住所岡山県倉敷市南町８番25号
債務者　大野　知宏
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７９５号
大阪府和泉市和気町１丁目24番26号、前住所大阪府高槻市柱本新町８番Ａ８―508号
債務者　宮本　美木
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７９６号
大阪府岸和田市小松里町1057―１パルハイツ久米田302、住民票上の住所大阪府岸和田市並松町21番６号牧野ハイツ南館306号
債務者　坂本　順二
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７９８号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地10棟204号、前住所大阪府泉南市信達市場893番地の３サンハイツ和泉砂川313号
債務者　松尾　利治
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８０５号
大阪府泉佐野市長滝2099番地長滝第一住宅８―406
債務者　岡本真由美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８１２号
大阪府和泉市和気町１丁目８番５号、前住所大阪府岸和田市箕土路町１丁目14番13号
債務者　中辻　眞司
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
香川県さぬき市大川町富田東38番地５
債務者　水田　賢二
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３４５号
長崎県長崎市小江原２丁目15番８―204号
債務者　城戸　輝子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1605番地３
債務者　小田亜起子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７号
福井県敦賀市吉河11号６番地の１
債務者　吉田　治和
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第７１４号
千葉市緑区土気町71番地
債務者　関根みつ子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係